

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年6月10日（金）午前8時57分から10時09分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「リハーサル室」
- 3 出席委員

農業委員（10名）

会 長	10番	福士	眞規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委 員	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	7番	工藤	浩司
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（0名）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第17号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農地法第5条第3項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

報告第8号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

7 会議の概要

事務局 ただいまより、6月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員 名、推進委員 名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。3番の山本久行委員と4番の中山静子委員を指名します。

書記には、事務局の竹内・佐藤の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第17号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第17号について説明いたします。
今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が2件です。

【議案第17号、所有権移転の整理番号11、12について説明】

3ページの所有権移転の整理番号11については、田舎館地区の
田さ恋村から南側約190mと役場から南西約300mに位置する農地
であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、農地転用に関する問い合わせ
とあっせんの申出があり、農業委員会のマッチングにより、売買すること
となったものであります。

整理番号12については、役場から南西約300mに位置する農地であ
ります。

整理番号11の農地と隣接しており、以前、所有者から農地を手離した
いと聞き取りしていたことから、整理番号11のマッチングに伴い、所有
者への確認を行い、売買することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、
許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第17号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第17号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第18号に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条及
び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自
己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議
事に参与することができない。」とありますので、1番の葛原慶仁委員、9
番の白戸陽平委員は、審議終了までの退席をお願いします。

また、この議案に、私の案件もありますので、退席いたしますが、葛原
代理も退席することから、議長を年長者である、2番の菊地卓朗委員にお
願いしたいと思います。

議長を交替いたしますので、よろしくをお願いします。

(1番葛原慶仁委員、9番白戸陽平委員、福士会長 退席9:06)

議長 (2番 菊地卓朗委員)

暫時、議長を務めさせていただきます。

よろしくお願ひします。

それでは、議案に入ります。

議案第18号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

事務局より説明願ひます。

事務局 今月の案件は、所有権移転が4件、賃貸借権設定が7件です。

【議案第18号、所有権移転の整理番号14～17、賃貸借権設定の整理番号40～46について説明】

5ページの所有権移転の整理番号14については、諏訪堂地区から西北西約470mに位置する農地であります。

譲渡人が父親から相続した農地であります。農業と別の仕事をしているため、譲渡人自ら耕作することが困難で、耕作していなかった農地であります。

今回、隣接する農地を耕作する譲受人からの申出により、経営規模拡大のため、売買することとなったものであります。

整理番号15については、諏訪堂地区の北側に隣接する農地であります。

譲渡人自ら耕作する意思がないため、あっせんの申出を行っていた農地であります。農業委員会のマッチングにより、隣接地を所有する譲受人が取得することとなったものであります。

次に、6ページの整理番号16については、前田屋敷地区の北側に隣接する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であり、譲渡人と譲受人が直接協議し、売買が成立したものであります。

整理番号17については、大曲地区から北西約350m～1.2kmに位置する農地であります。

以前、別の人が耕作していた農地であります。期間満了により、賃貸借権設定が終了した農地であります。

今後も譲渡人自らの耕作や管理が困難であることから、同じ地区の譲受人へ相談し、売買することとなったものであります。

次に、7ページの賃貸借権設定の整理番号40については、枝川地区から南東約340mに位置する農地であります。

これまで、賃貸人自ら耕作していましたが、今年に入ってから体調が悪くなり、耕作できなくなったことから、黒石市の農地を黒石市の知人をお願いしたが、田舎館村の農地もあることから、その知人から賃借人に相談があり、耕作することとなったものであります。

次に、8ページの賃貸借権設定の整理番号41から46については、中間管理事業による賃貸借権設定であります。

整理番号41については、田舎館地区から東側約840mと南東約880mに位置する農地であります。

これまで、自分で耕作してきましたが、規模縮小のため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

整理番号42については、豊蒔地区から北西約630mに位置する農地であります。

これまで、別の方が耕作していましたが、期間満了となり、更新しないため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

整理番号43については、境森地区から東南東約460mと境森地区の東側に隣接する農地であります。

これまで、別の方が耕作していましたが、解約することとなったため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

9ページの整理番号44については、田舎館地区から南東約580mに位置する農地であります。

農地法第3条からの切り替えであります。

整理番号45については、堂野前地区の北側に隣接する農地であります。

これまで、別の方が耕作していましたが、賃借人の都合により解約することになったため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

整理番号46については、堂野前地区から北側約480mに位置する農地であります。

これまで、別の方が耕作していましたが、賃借人の都合により解約することとなったため、中間管理事業を活用し、設定するものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長（2番 菊地卓朗委員）

議案の審議に入ります。

議案第18号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

議 長（2番 菊地卓朗委員）

無いようですので、議案第18号は議案のとおり決定することとします。

議案第18号が終了しましたので、ここで、議長を交替いたします。

ありがとうございました。

（1番葛原慶仁委員、9番白戸陽平委員、福士会長 着席9：14）

会 長 菊地委員、ありがとうございました。

次に、議案第19号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見についてを議題といたします。

別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第19号について、説明いたします。

今月の申請は、農地法第5条の所有権移転が1件です。

【議案第19号について説明】

申請人は、弘前市の林慎也さんです。

申請地は、川部・和泉地区にある（株）ムツミテクニカの南西側に接道する村道の向い側に位置する農地であります。

用途は、一般個人住宅であります。

以上です。

会 長 次に、議案の審議に入る前に、事前審査の結果報告を7番の工藤浩司委員より願います。

事前審査委員（7番 工藤浩司委員）

事前審査の結果を報告します。

6月2日（木）に私と福原義明委員、田澤隆委員と事務局（佐藤）の4人で現地審査に行ってきました。

申請人は、林慎也さん、住所は・・・（中略）・・・、所見としましては、日照、排水、悪臭、騒音等、問題ないものと見てまいりました。

会 長 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局より補足説明をお願いします。

事務局 今回の申請地は、JR川部駅から東北東約490mに位置する農地で、市街化調整区域の緩和区域に指定されている農地であります。

農地区分は、鉄道の駅から500m以内に位置することから、「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域」に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域にある農地であるため、「第2種農地」と判断します。

第2種農地は、「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができる場合は、原則として許可することができない。」となっていますが、周辺の非農地等での検討も行っていることから、許可の見込みがあると判断します。

以上です。

会 長 議案の審議に入ります。
議案第19号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第19号は、許可相当と判断し、県知事へ申請書及び意見書を送付いたします。

次に、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について、農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり届出を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第8号について説明いたします。

【報告第8号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)


会 長 無いようですので、報告第8号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和4年6月10日


田舎館村農業員会

会 長

福 士 真規 

議事録署名者

委 員

山 本 久 行 

委 員

中 山 静 子 